

あいちの経済安全保障促進事業 質問及び回答

No	質問事項	回答
1	<p>【費用負担について】 公告記載の契約金額限度額は、仕様書記載の受託事業者が支払うこととされている、「運営に必要な機材、消耗品等の手配及びそれに伴う支払」「会場使用料」及び「出演者への謝金及び旅費の支払」の総額を含む金額との解釈であっておりますでしょうか。</p>	仕様書記載の委託業務全てを実施するための金額となります。
2	<p>【広報活動について】 「「経済安全保障」をPRする趣旨を踏まえた内容及びデザインのチラシを紙印刷物及び電子データで作成し、事業の広報を実施すること。」との記載がありますが、チラシ紙印刷物の配布や電子データの貴県HP掲載等による広報活動は貴県にて実行との認識であっておりますでしょうか。</p>	紙印刷物及び電子データを作成・納品していただき、県が主体となって広報活動を実行してまいります。
3	<p>【ワークショップの講師について】 ワークショップの講師は、仕様書記載の「「情報流出・技術流出」の対策を自社の取組として実践している企業又は説明ができる専門家」であれば、2名供、受託事業者所属の人材から選定することは可能でしょうか。</p>	仕様書記載のとおり、「情報流出・技術流出」の対策を自社の取組として実践している企業又は説明ができる専門家を想定しており、受託事業者所属の人材からの選定を妨げるものではありません。選定にあたっては、「情報流出・技術流出」に関する知見・経験を有していることは必須となりますので、企画提案時には選定者の詳細や実績等の選定理由をご説明ください。
4	<p>【ワークショップの講師について】 講師選定につき以下どちらの進め方を想定されておりますでしょうか。 a) 候補者（3名以上）を受託事業者にてリストアップし、最終的に貴県が選択・決定 b) 受託事業者にて2名を選択・決定</p>	仕様書記載のとおり、2名の講師で行います。講師の選定・決定にあたっては、No. 3の質問事項と同様に企画提案時にご提案ください。
5	<p>【入札資格について】 小分類の指定はないとの認識で問題ないでしょうか。</p>	大分類、中分類の指定はありますが、小分類の指定はありません。
6	<p>【入札資格について】 資格取得状況につき、以下の状況をもって「応募者の資格」のうち、(1)を充足すると解釈して問題ないでしょうか。 ・(大分類)「3. 役務の提供等」での資格はすでに有しています。 ・今回指定の営業種目(中分類)「03. 映画等製作・広告・催事」の資格は、入札参加資格の審査完了通知を受領、認定済みの状況です。 ・ただし、資格有効(変更)日が、翌月(令和6年 8月 1日)付け、すなわち企画提案書提出期限の後となります。</p>	企画提案書提出期限の時点において、「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務(大分類)「3. 役務の提供等」のうち営業種目(中分類)「03. 映画等製作・広告・催事」に登録されていることの要件を満たす者としております。
7	<p>【事業全体の運営・管理等にかかる打合せについて】 事業の進捗状況等や5 委託業務(2) 経済安全保障ホームページ作成に係る助言業務のご相談等の各種打合せは、Teams等リモートによる開催でよろしいでしょうか。</p>	各種打ち合わせの開催方法は、受託事業者と協議の上で進めていきます。